

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
大気汚染自動測定機保守業務（東亜ディーケーケー製）
- (2) 対象機器名、数量及び設置場所
大気汚染自動測定機一覧表（別紙1）のとおり
- (3) 業務の内容等
別添大気汚染自動測定機保守業務実施要領等のとおり
- (4) 委託期間
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間
- (5) 入札方法
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれの要件にも該当し、適正かつ確実に業務を遂行することのできることを確認を受けた者であること。

- (1) 知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者。
- (4) 過去5年間に、国、地方公共団体等の公的機関において、大気汚染自動測定機保守業務の実績を有する者。
- (5) 機器製造会社製の機種或いは同等機種の保守業務を遂行する能力を有する者。
- (6) 機器故障等の緊急時に、24時間体制で指示後90分以内に現地対応を開始できる者。

3 入札の日時及び場所等

- (1) 日時：令和7年3月21日（金）午前10時00分
- (2) 場所：愛媛県立衛生環境研究所 1階多目的会議室
- (3) 入札書の提出方法：入札場所で直接提出する。
- (4) 開札：即時開札
- (5) 入札参加者は、入札当日、次のものを持参すること。

- 入札書
- 代理人が入札に参加する場合は、委任状（様式4）が必要
- 代表者印（代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑）

4 入札関係書類の交付、事前提出書類、提出場所等

- (1) 契約条項及び入札説明書
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/list92-339.html>
- (2) 事前提出書類
 - ア 入札参加者に必要な資格を証する書類
 - ・入札参加資格確認申請書(様式1)及び添付書類
 - ・誓約書(様式2)
 - イ 入札(契約)保証金免除申請書(様式3)
- (3) 提出先及び提出期限等
 - ア 提出先 愛媛県立衛生環境研究所総務調整課管理係
〒791-0211
愛媛県東温市見奈良1545番地4 電話 089-948-9678
 - イ 提出期限 令和7年3月3日(月)から令和7年3月14日(金)午後5時00分まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の執務時間中)
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(期限必着)
- (4) 質問受付等
 - ア 受付先 愛媛県立衛生環境研究所 総務調整課 管理係
 - イ 受付期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月11日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の執務時間中)
 - ウ 質問方法 持参、郵送、FAX等(※期限必着、任意様式で可)
- (5) 入札参加の可否の通知
提出された入札参加資格確認書類の内容を確認し、入札参加の可否について、令和7年3月18日(火)(入札の2勤務日前)までに、「競争入札参加資格決定通知書」により当該決定結果を通知するものとし、通知未達の可能性がある場合は併せて電話にて連絡する。

5 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、公告等において、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。
ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」(様式3)に、過去2年間に、国、地方公共団体等の公的機関と当該機器と同程度の保守契約をしたことを証明する書面の写し(2件以上)を添付して、令和7年3月14日(金)までに衛生環境研究所総務調整課管理係へ提出し、「入札(契約)保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。
- (2) (1)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

6 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続に従い納付しなければならない。
ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」(様式3)に、過去2年間に、国、地方公共団体等の公的機関と当該機器と同程度の保守契約をしたことを証明する書面の写し(2件以上)を添付して、令和7年3月14日(金)までに衛生環境研究所総務調整課管理係へ提出し、「入札(契約)保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

7 契約書の作成

競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、契約書(別添のとおり)を作成する。

8 その他の事項

入札参加者若しくはその代理人が、本件に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。

9 問い合わせ先

- (1) 愛媛県立衛生環境研究所
資格審査等に関する照会先 総務調整課 管理係
仕様書等に関する照会先 環境研究課 大気環境科
- (2) 所在地 〒791-0211 愛媛県東温市見奈良 1545 番地 4
- (3) 電話番号 089 - 948 - 9678 FAX 089-948-9677

入札上の注意事項

1 入札会場における注意事項

- (1) 入札は入札参加者又はその代理人が出席して行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めないものとする。なお、原則として、入札会場には入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (3) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に、入札会場において、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。
- (4) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (5) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。

2 入札の方法等

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札執行者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しない物で記載又は押印しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することが出来る。
 - ア 件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行者は、必要と認められるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。
- (11) 入札金額は、当該業務に要する費用一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 入札回数は3回を限度とする。3回で落札しない場合において、予定価格と入札額の差が僅少のときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

3 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。(関与した全ての入札が無効)
- (3) 件名又は入札金額のないとき。
- (4) 入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (5) 金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (6) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (7) 物品の名称等に重大な誤りのあるとき。
- (8) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (9) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (10) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しないとき。
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (12) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (4) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交しをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

【別添】

入札（契約）保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。

ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※指定金融機関等は別紙1のとおり

(2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額×110/100の金額の100分の5以上が必要です。

(例) 入札書に1,000,000円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} 1,000,000 \text{ 円} \times 110/100 = 1,100,000 \text{ 円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000 \text{ 円} \times 5/100 = 55,000 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

(3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

①保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

②「入札(契約)保証金免除申請書(様式3)」を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

- ・申請書の審査結果は、入札参加資格決定通知書で通知します。

2 契約保証金について

落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
観音寺信用金庫	

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。

暴力団排除に係る注意事項

愛媛県は、愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。以下「条例」という。）の基本理念に則り、契約事務を適正に行っています。

次のいずれかに該当する場合は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格審査において適格と認められないものであり、県が発注する製造の請負等については、受注することができませんのでご注意ください。

- 1 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。